

■ 1984年
8月20日

第三種郵便物承認

毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

■ 発行人

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F 定価100円

KSKP
No.95

作:奥村庄一さん



三日月 大造さん

企画部、労働組合の活動に携わり、2002年に松下政経塾に入塾。各種研修や現場実習を経て、2003年11月、衆議院議員に初当選した。その後も3期つづけて衆議院議員に当選し、国土交通大臣政務官などを務める。2012年には4回目の当選を果たし、4期10年にわたって衆議院議員として活躍。2014年には「チームしが」共同代表に就任して滋賀県知事選挙に出馬し、見事当選を果たした。

CONTENTS コンテンツ

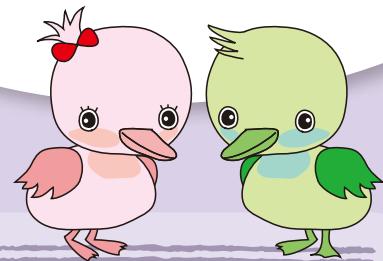
〈特集〉	2~3
「医療的ケア」について考えてみましょう	
その1.「医療的ケア」の現状と課題	4~5
〈レポート〉	
◆第58回滋賀県肢体不自由児者福祉大会(草津)	
◆第49回近畿肢体不自由児者父母の会連合会 大阪大会に参加して	
◆かいつぶり運動会	
◆第50回近畿肢体不自由児者福祉大会(滋賀大会)のご案内	6
〈インフォメーション〉	
◆平成26年度「指導者育成セミナー」開催のお知らせ	
◆Dr.植松のQ&A	
〈トピックス〉	7
◆「私がここへ来た訳」かいつぶり診療所 院長 嶋寺伸一	
◆縁の下の力もちサン	
障害者権利条約ってなに?	8

がいづぶり 通信

題字 酒井雄哉大阿闍梨

施設のなかの 「ぴかつとアート」

作品を作るときはいつも、
静かなところでイメージがわくそうです。
イメージがわくと自分でもおどろくほど集中され、
作品づくりをされているようです。
自分の思うような作品ができるのは、
環境に左右されます。



かいづぶりエッセイ vol.31

秋です。皆様いかがお過ごですか?

私は四季がある日本が大好きです。四季折々、地域々々、特色と魅力ある風景や風土があります。滋賀県の秋も美しい!

天高く、澄んだ清らかな空の下、稻穂の実り、紅葉や落葉を眺める時、世の「無常」を感じ、「有限」の生の完全燃焼を誓います。

今年の夏、特に8月は、雨が多く降りました。広島をはじめ、各地で土砂災害をもたらし、多くの尊い生命を奪いました。自然の中で自然の恵みを頂きながら、自然への畏れを感じながら、自然と共に生きることのありがたさとむずかしさを実感しています。

9月初め、私は滋賀県知事として、イタリアのペルージャで開催された「世界湖沼会議」に参加しました。「湖(水)は人々の心を映す鏡」、「世界各地の知恵と経験を結集させよう!」と、1984年に滋賀県大津市で始まった会議。今回で30周年(15回)という節目を迎えました。湖沼の水について、行政と学界、企業も市民も共に考える場として、発展継続して開催されています。

滋賀県が、琵琶湖が発祥の地です。一県民としても誇りに感じました。

洪水や渇水、水質の保全・浄化、水系や外来魚対策等、「水の問題」は様々な主体や要因が複合的に絡み、悪化したり改善されたりしています。人間の生命や生活にとって不可欠な水について、深く広く考える姿勢を県民の皆様と共に発信させていきたいと思います。

今、9月2日午前5時(現地)。イタリアの地で、全米オープンテニスのTV中継を観ながら、奮闘する錦織圭選手の応援をしています。学生時代からやっているテニスしたいな!と。

音色にはまり、今年から「よし笛」を始めました。

(上手く書けませんが)墨をすり、筆を動かし、書する時、「心の落ち着き」を感じます。

「スポーツと文化」で人生を豊かに、滋賀を元気に!

皆さん、共にがんばりましょう!

特集

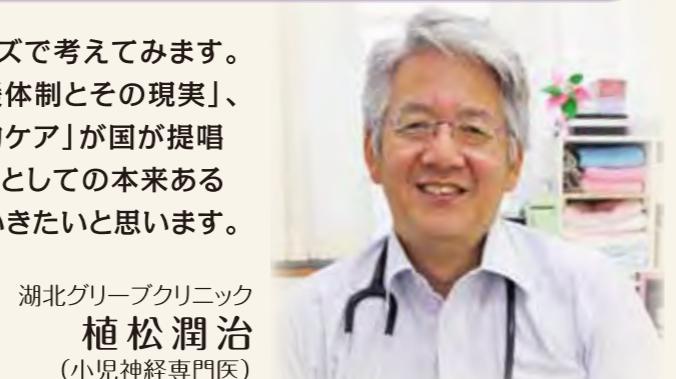
「医療的ケア」について考えてみましょう その1.「医療的ケア」の現状と課題

「医療的ケア」について考える特集を今回から3回シリーズで考えてみます。1回目は「医療的ケアの現状と課題」、2回目は「現在の支援体制とその現実」、3回目は「医療的ケアと在宅支援」をテーマに、今の「医療的ケア」が国が提唱する在宅支援にどう影響するのか、また、滋賀県障害児協会としての本来あるべきカタチの「医療的ケア」と在宅支援の在り方も提案していきたいと思います。

1回目は、湖北グリースクリニックの植松潤治先生に医療的ケアの現状とその課題についてお聞きしました。

「医療的ケア」が社会で注目された背景

大きな発端は、医療行為を必要とする子ども達が学校教育を受けるため、彼らがそこで勉強できる体制が必要だということが始まり。社会一般に注目されてきたのは、介護保険制度(平成12年)ができ、在宅で障がいのある高齢者介護の経管栄養(流動食を投与する処置)の対応の必要性に迫られた頃から。高齢化社会としての国の取り組みの中「医療的ケア」を推進していくことになる。



湖北グリースクリニック
植松潤治
(小児神経専門医)

障がい児の在宅支援の本当の意味は、家族に見守られるということが支援ではなく、社会に溶け込んでいくということが支援なんです。

「医療的ケア」その言葉の意味

Q 国が定める「医療行為」つまり、「医療的ケア」はどんなことがケアできるのでしょうか?

今回の国の法制化で認められた「医療的ケア」は喀痰吸引と経管栄養です。特に口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部、経管栄養の胃ろう、腸ろう、経鼻。この医療行為に関してだけ、ヘルパーさんが研修を終えれば、してもよいことになりました。ただ、重度の障がいのある人に必要な導尿や摘便、インシュリンの皮下注射も医療行為です。しかし、これらの医療行為は医療的ケアとして認められていないので、ヘルパーが行なうことはできません。今まで違法ではあるが必要に迫られて行っていた(違法性阻却論といいます)ところが明確化されたことで、場合によっては、これまで受けていた行為を受けられなくなる人もいるわけです。

Q 「医療的ケア」が行える対象者は、どのような人になるのでしょうか。

「医療的ケア」が必要な人をかかえている家族(資格がなくてもよい)と、資格を持っている人です。現在のヘルパーさんは暫定的に研修機関に行って研修を受ければ、医療的ケアができます。しかし、平成28年以降の介護福祉士の資格取得者はカリキュラムで「医療的ケア」の研修を済ませているので、行なうことができます。そこで問題になるのが、平成28年4月からは、暫定的な研修がなくなり、正規と同じ研修内容を受講しないと「医療的ケア」が行えないため、「医療的ケア」に携わることが難しくなることです。

Q 国は在宅介護を提唱していますが、平成28年以降どんどん高齢者も増えています。「医療的ケア」が出来る人を増やすないといけない状況で、何か矛盾を感じますね。

そうなんです。問題は、「医療的ケア」の資格に対するハードル

が高くなっているということと、これ以外にもレベルの高い医療行為があるということです。この2つをフォローするには「医療的ケア」を出来る人を増やし、在宅介護をフォローする医療体制を別に考える必要があります。

学校の先生と「医療的ケア」

Q 学校の先生も家族と同様に資格無しで「医療的ケア」ができないのでしょうか。

学校の先生にも資格が必要です。今から20年前に養護学校で「医療的ケア」が必要な子どもたちを支えるため、全国的に広がり、まず養護学校の先生が資格を取ってケア出来るようになってきました。しかし、自立支援法が出てきて、在宅ヘルパーを利用する人も増えてきましたが、在宅で「医療的ケア」が必要な人を見ていくときに、家族以外の誰がケアするのか、あるいは、養護学校ではケアしてくれたのに、卒業後は誰もやってくれる人がいないということが問題になり、現在の法律に変わったんです。

Q 学校の場合、先生が研修を受けないと「医療的ケア」は出来ないということですが、現在資格を持つ先生は何人おられるのでしょうか。

養護学校ではいますが、一般的の学校ではありません。平成23年までは様々な制度の動きに合わせて、認定者は増えています。平成23年度までに全国202,342名の経過措置認定者(滋賀1,530名、京都5,385名)が生まれましたが、養護学校の先生では京都226名に対して滋賀は0名でした。ただ、滋賀県の場合、養護学校には看護師を配置しているため先生がする必要がないのです。

Q 看護師さんがしてくれる方が安心のような気もしますね。

私もその方がいいと思っています。看護師なら、導尿も出来

ますしね。だから、滋賀県の方が本当は進んでいるんです。しかし、看護師さんが看護学校を卒業したあと、障がい者施設や作業所に就職するのか、というとなかなか希望者が少ないので現状です。病院に比べてお給料が安いという問題もあります。

「医療的ケア」の最終目的

Q 「医療的ケア」の最終目的は在宅介護につながっているのでしょうか。

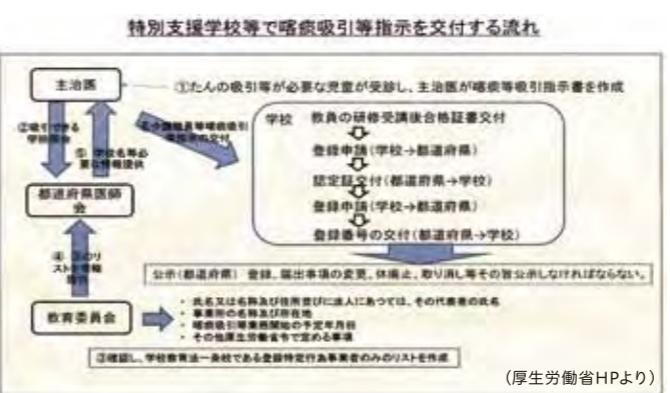
そうです。しかし、障がい児の場合養護学校に行っている間はハッピーであっても、卒業した次の瞬間から課題があるようでは困るんです。在宅をすすめても、親が不安なため拒否するとか、連れて帰っても、すぐギブアップして入院させるという現実があるので、安心なネットワークが必要です。すべてのライフステージの中で、同じような支援が受けられる体制がないと安心して生きていけません。平成24年度の法制化での認定者は京都331名に対して滋賀は26名です。これでは、支援体制整備に滋賀が消極的であると思われても仕方ありませんね。

Q 理想は、看護師や医師の地域医療ネットワークがあり、介護福祉士も「医療的ケア」ができる訪問できるという形になることですね。

そうです。今の制度でいくと、例えば守山在住の人の主治医が守山の小児保健医療センターの医師だとすると、在宅ヘルパーに来てもらうには、主治医が指示書を書き、ヘルパーさんがそれをもらう必要があります。大津在住の人も守山の小児保健医療センターに通院しているなら、大津のヘルパーさんは守山の主治医まで指示書を取りに来ないといけません。守山でしか診てもらえない場合は、長浜や高島からもでも守山まで来ることになります。ですから、主治医という機能を持った医師たちが、地域に分散していないといけません。つまり、主治医が救急病院の医師だけではなくて、身近な地域の医師で、そういう人がセンターに連絡を取ったりして、大事なときには入院させる。これが、国が進めようとしているイメージなんです。

Q お医者さんは地域にたくさんおられますよね。直ぐにでもできそうに思うのですが?

一番の今の課題は診療をする医師が、障がい児のことを知らないということです。だから、手が出せないんです。小児というのは荷が重いんですね。ですから、医大生の意識改革として、学生の時に障がい児医療の勉強をすることが大事なんです。



現状の国が言う「医療的ケア」のレベル以上のことを家族はしている。例えば経管栄養の胃ろう、腸ろう、経鼻の処置とは、お腹や鼻から出ている管につなぐこと、そのつなぐのが出来るのは、家族か看護師で、ヘルパーさんは外すことしかできない。それほど、今の制度は介護ヘルパーにとって厳しいものとなっている。



Q もう一つ、山村部と街中ではこの「医療的ケア」は随分違ってくるのでしょうか。

違ってくると思います。山村ではお嫁さんがいて、姑さんを最期まで見ていこうという、古来の大家族がまだ残っています。また、高齢者介護の場合は終止符がありますが、障がい児の場合はご両親が亡くなるまで延々と続くわけです。だから、かかる負担の大きさが全く違います。高齢者介護は、介護する世代が50～60歳代なので、介護のために会社を休む、辞めるということはよくあることですが、障がい児は親が30～40歳代ですから、子どものために会社を辞めるのは難しい。支える側の家族の立場が最初から違うんですね。だから今の家族支援を是とした話での在宅支援では成り立たないわけです。

Q 障がい児の場合は家族だけでの在宅支援は無理だということですね。

公的な手段が入ってこないと駄目だということです。障がい児の在宅支援の本当の意味は、家族に見守られるということではなく、社会に溶け込んでいくということなんです。シニアの介護のように“そこで健やかに過ごせばいい”ということではないんですね。子どもの在宅支援はこの子らが出ていく社会にならないといけない。たとえ出て行けない体力であったとしても、お母さんがずっと見ているというのではなくて、外から人が来て、刺激を与えてくれるという在宅支援でないといけないんです。

Q 世間では、高齢者介護への視点だけで、自分の身近な部分でしか物事を考えないですね。

圧倒的にお金はそこに投下されていくわけです。在宅支援のヘルパーさんは養成するとか、訪問看護が入るというのは高齢者の世界の在宅介護で広がってきていましたから、現実路線としては、その中の一部でも障害者のために回して欲しいのです。尚且つ、その人たちが外へ行くことも、特別扱いせずに一緒に考えてほしいのです。個人のいきいきとした生活って何かというところに立ち戻ったら、高齢者なんだからいつまでも家にいたらいいという話ではなく、たまには花見にも行きたいし、という話ですよね。

家族に「医療的ケア」が必要な人がいたとしても、1日24時間365日介護することはできません。家族、介護士さん、医療チーム、その3者がネットワークを作つてこそ、本来の在宅支援が生かされるとのことです。現在は高齢者にスポットがおかれていますが、障がい者も含めた「医療的ケア」を考えることが、本来のあるべき「医療的ケア」になっていくのではないか。次回は、障がい者の「医療的ケア」を取材し、その現状を検証します。

レポート

第58回 滋賀県肢体不自由児者福祉大会(草津)

- 開催日: 6月14日(土)
- 会場: イオンモール草津・イオンホール

今回は趣をかえて、大型商業施設にあるイベントホールを会場に選んで開催しました。トイレ設備も障がいのある人にとって快適な環境となっており、ユニバーサルデザインの普及を実感することができました。

式典には草津市の橋川市長がご臨席いただき、開催地として歓迎のお言葉を頂戴することができました。



また知事からの祝辞を滋賀県健康福祉部の那須部長に代読していただきました。

続いて「ふれあい作文」の受賞者を代表して、堀江紗生さんと田中彩菜さんによる理事長賞受賞作品の朗読がありました。心温まる作品の朗読は会場内に共感の輪をひろげました。

講演会には、びわこ学園の口分田先生を講師としてお招きしました。「重症心身障害児・者の地域生活と在宅医療」をテーマにご講演いただき、医療的ケアを必要とする重症児者の地域生活を支える現状の課題やこれから仕組みづくりについて、わかりやすく解説をいただき、参加者の学びの場となりました。



第49回近畿肢体不自由児者父母の会連合会 大阪大会に参加して

湖北タウンホーム 支援課係長 西山 和秀

分科会②「入所施設での質の向上を高めるため～当事者は何を求めるか、施設はどこまでできるか～」について簡単に報告したいと思います。

講師は、社会福祉法人恵生会理事長の野田重夫さんでした。まず冒頭に、職員の心得3K「感謝する心・謙虚な心・共感する心」と実践必須の心得「あきらめない・決めつけない・目配り・気配り・思いやり」について説明され、法人の理念について勉強しました。

施設の紹介では、グループホームを拠点に半径500m以内での法人経営について説明がありました。途中で、利用者の方の意向を大切にしたいとのことで、「家族・職員・利用者が同じ方向を向くこと」「親離れと子離れ(親元を離れることで成長される。表情も違ってくる)」が大切だと話がありました。

1時間半ほどでしたが、地域に密着した施設の運営方針は当法人にもとても参考になるいい勉強ができました。



湖南ホームタウン 所長 高山 徹

第3分科会「医療的ケアを必要とする人たちの暮らしの場」～どのような支援やサービスがあれば安心して暮らせるか～に参加しました。前半は、肢体不自由児施設・療育の歴史についてお話がありました。とくに整肢園を中心とした施設整備、その後の社会情勢の変化にあわせて統廃合され、現在に至るまでの説明などがありました。後半は、堺市立重症心身障害児(者)支援センター「ベルデさかい」のセンター長としての経験を通じたケース紹介がありました。スライドを活用しての症例説明があり、施設生活というものが、決して安全で快適なものだけではない、たくさんの医療面また生活面でのリスクを抱えている実態について知ることもできました。在宅生活から施設生活に移行すること、そして施設に慣れることの難しさなどについて、改めて考える機会となつたのではないかでしょうか。

「かいつぶり運動会」

湖南ホームタウン運動会実行委員

6月29日(日)、蒸し暑い時期ではありましたが、かいつぶり運動会が開催されました。



こうと、介護食のお寿司が用意されました。介護食のお寿司はどんな感じなんだろう、見栄えもしっかりお寿司らしい盛り付けになっており、従来考えていた介護食のイメージが変わりました。

アリーナが広くて競技の誘導、退場がしやすくてほぼプログラム通り順調に進んでいました。運動会を本当に楽しんでいただけているか不安ですが無事に終えることができました。

一部準備不足な所もありましたが、体調不良や怪我もなく無事に終えることができて、利用者様、ご家族様、ご協力いただいたボランティア様、関係スタッフには感謝でいっぱいです。

今年度の良かったところや、不都合があったところは次年度のかいつぶり運動会の成功に活かせるようにしていきたいと思っています。

第50回 近畿肢体不自由児者福祉大会(滋賀大会)のご案内

次年度は滋賀県で近畿大会を開催します。

- 開催日: 平成27年7月11日(土)
- 会場: 栗東市芸術会館「さきら」

暫定テーマ(案) 「障害者権利条約からみた 障害児者が地域で暮らしていくために必要なこと」

権利条約のめざす理念や方向性の視点から、各分科会テーマについて
障害者権利条約批准1年を経過しての検証をすすめます。

- 分科会の暫定(案)
 - ①「障害者権利条約からみた重度障害児者医療(リハビリテーション・医療的ケア等)のあり方」
 - ②「障害者権利条約からみた住まいのあり方(在宅・グループホーム・施設)」
 - ③「障害者権利条約からみた教育・就労のあり方」

近畿各府県の父母の会会員が滋賀県に集い、熱心な議論をおこないます。
たくさんのみなさんにご参加いただきたいと思います。もちろん会員以外の方の参加もできます。
どうか、お楽しみに。※あくまで現時点での暫定(案)ですので、今後変更もあり得ることをご了解ねがいます。

インフォメーション

平成26年度「指導者育成セミナー」開催のお知らせ

■開催日時 **11月29日(土)~30日(日)**

■開催会場 **ホテルクラウン・パレス神戸**

(神戸市中央区下山手通5-1-16)

■内容

第1日目:

「肢体不自由児者と家族のための成年後見制度」

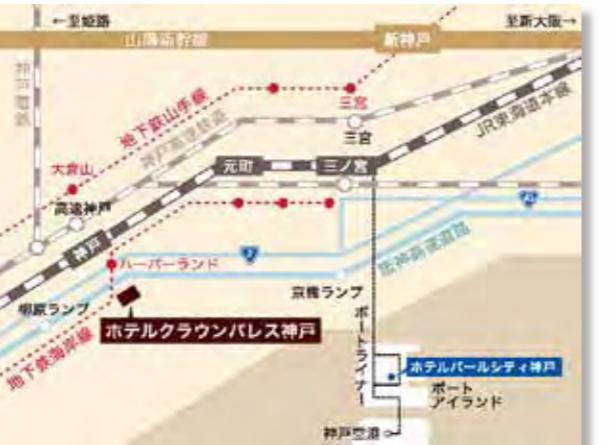
講演会・グループ討議・まとめの発表

第2日目:

「サービス等利用計画・相談支援の課題等」

グループ討議・まとめの発表

身上監護(後見人が生活・医療・介護等の契約や手続きをおこなうこと)を中心に、会員相互の交流を含め、学習する機会です。なお、参加者には参加費・交通費の補助を予定しています。



■会場までのアクセス

電車の場合⇒JR神戸駅より徒歩2分(駅直結)

お車の場合⇒阪神高速「京橋または柳原」ランプより5分

Dr.植松の Q & A



植松潤治先生プロフィール

湖北グループクリニック 院長

日本小児科学会専門医
日本小児神経学会専門医

日本リハビリテーション
医学会認定臨床医

平成元年滋賀医科大学卒業。医学博士。介護支援専門員。日本小児科学会、日本小児神経学会、日本リハビリテーション医学会所属。

Q

**母親が認知症で、
パーキンソン病にも
かかっていると言われました。
よく「アルツハイマー」という言葉も聞きますが、
認知症とアルツハイマーの違い、また「パーキンソン病」は
認知症と関連性があるのでしょうか。
それぞれの関係を教えてください。**

A

「認知症」という言葉は物忘れが激しい(記憶障害)、今いる場所・時間がわからない(見当識障害)、誰かわからない(認知障害)といった症状(これらを中核症状と言います)が出現し、人によっては幻覚・妄想・徘徊・抑うつ・不安症状など(これらを周辺症状と言います)を伴う病気の総称です。

その原因として、脳血管障害(脳梗塞・脳出血等)であったり、脳の変性(アルツハイマー型、レビー小体型等)であったりします。体がこわばって動きにくくなるパーキンソン病の方も30~40%程度認知症を伴うと言われています。認知症を伴うパーキンソン病とレビー小体型認知症の境界は曖昧とも言われています。

まとめますと、「認知症」は症状を伴った病気の総称であり、アルツハイマーはその原因となる病理的名称です。パーキンソン病は類縁疾患とも言えるでしょうね。

トピックス

「私がここへ来た訳」

かいづり診療所 院長 嶋寺伸一

私と植松先生の関係は昨年末の一本の電話から始まりました。当時は草津総合病院へ赴任して4年目の年末で、病院内に在宅診療部門を立ち上げたばかりでした。その少し前に滋賀県健康福祉部次長の角野文彦先生の特別講演「これからのがん治療のあり方」を拝聴させて頂いた折に、ご挨拶し、名刺交換をしたことが発端となり、「ユニークな小児外科医が草津にいる」との情報が植松先生に届いたようです。

最初は電話だけのやりとりで、全く畠違いの医療を紹介された訳ですが、その時なぜか私の脳裏に「チャンス到来」という思いがよぎったのです。

時の運とは面白いもので、その時ちょうど忘年会シーズンで、2年連続の実行委員長を務めていた私は、傾きかけた病院全体を一致団結すべく一大企画を進めていたのですが、最後の最後で、ある部署のたった1人のマイナス発言で一気に企画倒れとなってしまい、意気消沈した私は、その頃から急に草津総合愛が冷めていきました。

しかし、草津には手術待ちの子供達が沢山おり、乗りかかった在宅診療、植松先生のお説教のことを思えば、これらを全て解く鍵は「かいづり診療所」兼「草津総合

病院非常勤」しかないと決意したのでした。

その他にも大学から2年越しの帰局命令があったのですが、そちらも縁を切りました。京都府立医科大学は私を育てくれた所で、本当に感謝しています。でも自分の人生にとって一つの通過点にすぎないと思えば、今さら後戻りはしたくとも思いました。それよりも専門分野にとらわれず、もっと広い視野で一人の医師として成長したい、そんな思いから私はかいづり診療所へ導かれた気がします。

「宇宙に比べれば人間は小さい。しかし宇宙そのものが自分だとしたらどうか。」(坂口尚作「あっかんべえ一休」より)

障害者診療は未知の世界ですが、植松先生のあの電話がなかったら私は一生ここへは来なかつたかと思うと、ここで私の人生のジグソーパズルの最後のワンピースがはまる気がしてなりません。皆様これからよろしくお願ひいたします。



縁の下の力もちサン



ご支援ありがとうございました!
(平成26年6月~平成26年8月分掲載)

寄付金

【湖北タウンホーム】

近辺源治様、佐藤恵美子様、乗光秀明様

【湖南ホームタウン】

山田晃子様、林田博惠様、乗光秀明様、津田貞子様、下田義春様、情報労連様、川添喜美恵様、乗光三津子様、小島小百合様

物品ご寄付

【湖北タウンホーム】(財)河本文教福祉振興会様(空気清浄器)

大石友子様(お菓子)、虎姫日赤奉仕団様(タオル)

【湖南ホームタウン】吉田佐代子様(付録)、花岡和利様(菓子)、高野山真言宗青年教師会様(幼児用車椅子)

奥村庄一様(花札)、小寺勝様(トマト)、鈴木純子様(桃)、武宏平様(とうもろこし)

ボランティア

【湖北タウンホーム】

古脇恵子様、伊藤ゆきゑ様、赤井淑子様、横山博士様、村地司様、藤井恵美様、デルロザリオ恵美様、米田礼子様、渡辺綾乃様、虎姫老人クラブ様、日赤奉仕団虎姫支部様、小寄春夫様、田邊太美雄様、佐治亞弥香様、谷口知香様、大植愛香様、小寄満智子様、北村景子様、小倉あい様、小倉正行様、大橋幸恵様、虎姫老人クラブ女性部様、浜竜太鼓様、ミュージックベルモデラート様、コスモス様

【湖南ホームタウン】

大江末子様、美濃部文代様、寺井美耶様、山田晃子様、林田博恵様、津田由紀子様、堤つね様、津田貞子様、芝田規子様、樋口操子様、茶谷正子様、三本栄子様、吉岡信子様、村山晴美、森田孝子様、北川英次様、楽々20様、レイカディア大学34・35期生様、車椅子レクダンス矢車草の会様、吉身学区社会福祉協議会ボランティア部会ボランティア登録者様

書き損じハガキがございましたら、
父母の会事務局までよろしくお願いします。

障害者権利条約ってなに?

シリーズ第21回目

備えておこう! 助け合いの心

イラスト:小林一美

身の安全が脅かされる時、まず自らが自分を守る自助が大きな役割となります。障がい者にはその実行がかなり制限されたものになるでしょう。

近隣や地域、自治体や行政からの手助けや支援は障がい者の安全を確保するに絶対でなくなりません。



※かいづり通信No.94の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。
(誤)障害者権利条約ってなに? シリーズ第19回目 (正)障害者権利条約ってなに? シリーズ第20回目

障害者権利条約から
部分的に抜粋して
ご紹介します。

第11条 危険な状況及び 人道上の緊急事態

締約国は、国際法(国際人道法及び国際人権法を含む。)に基づく自國の義務に従い、危険な状況(武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。)において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

障害者の権利に関する条約和文テキスト(仮訳文)より。

※外務省ホームページをご覧下さい。

障害者に関する法は、リハビリテーションや福祉の観点から考えることが多いですが、障害者権利条約は人権の視点、障害者の視点から作られた条約であることが特徴的です。

滋賀県心身障害者扶養共済制度

この制度は、各都道府県が障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後の障がい者に終身一定額の年金を支給することにより障がい者の生活の安定と福祉の増進に資することを目的とします。加入者数は、口数ベースで、76,691人、年金受給者は、51,994人となっております。(平成24年度末現在)加入者・受給者の皆様、住所等の変更がありましたら、扶養共済窓口までご連絡ください。

■扶養共済窓口
TEL:0749-73-3910 FAX:0749-73-3920



いつも元気でね健診



かいづり診療所では、障がいのある子どもを育てるご家族を対象に、血圧・血液検査などの健康診断を行なっています。保育・療育完備です。詳しくは下記までご連絡下さい。

お申込・お問い合わせはかいづり診療所まで

TEL:077-514-1715

赤い羽根共同募金

社会福祉法人滋賀県障害児協会では、赤い羽根共同募金(社会福祉法人滋賀県共同募金会)からの配分を受けて、かいづり通信の発行をしています。

<http://www.akaihane.or.jp/>

赤い羽根共同募金ホームページ

編集後記

京都百万遍の交差点には学生の町らしい独特的な広さとざわめきがあるような気がします。この夏、ひさしぶりに車で通りすぎました。学生時代によく訪ねた古本屋さんがいまでも変わらず残っており、なんだかほっとした一瞬を味わいました。百万遍は知恩寺の別称で、念佛を百万回唱えたことに拠るとのこと。車で通りすぎるのではなく、名前の由来を思いながらゆっくり歩いて渡るのがふさわしい場所です。(伊吹)

【編集人】

社会福祉法人 滋賀県障害児協会

〒524-0022 滋賀県守山市守山町168-1 かいづりハウス内
[TEL]077-514-1685 [FAX]077-514-1702 [URL]<http://www.open-mind.jp>
[E-MAIL]kaitsuburi@open-mind.jp

滋賀県障害児者と父母の会連合会

〒524-0022 滋賀県守山市守山町168-1 かいづりハウス内
[TEL]077-583-6395 [FAX]077-514-1702
[URL]http://www.open-mind.jp/about_fubo/ [E-MAIL]info2005@open-mind.jp

■ 1984年 8月20日 第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行 ■ 発行人 関西障害者定期刊行物協会 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F 定価100円